

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2022
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



「名所江戸百景」
 (歌川広重) より
 引用



亀戸天神社 (東京都江東区亀戸)

編集部撮影

本紙上梓三団体が所在する東京都江東区亀戸にあって、菅原道真公を祀る九州大宰府にある大宰府天満宮に対しての東の宰府亀戸宰府天満宮とも称され、現在は亀戸天神社と呼ばれる。

学問の神様として親しまれ、特に1・2月の受験シーズンには道真公の加護を求めて絵馬を奉納する多くの受験生が詣でる。1月はうそ替え神事、2月の梅まつり、4月の藤まつりが有名『名所江戸百景』(歌川広重)にも描かれている。

(カラー版は <https://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

令和4年度 JIS Z 3410 (ISO 14731) / WES 8103 による

溶接管理技術者 (2級受験者) のための研修会

主催：一般社団法人 日本溶接協会

本研修会は、一般社団法人 日本溶接協会規格 WES 8103「溶接管理技術者認証基準」による2級溶接技術者に認証されるための評価試験を受験しようとする方を対象にした研修会です。

- 日 程：4月13日(水)～15日(金) (開始時間と終了時間はプログラムを参照してください)
- 会 場：機缶健保会館 〒136-0071 東京都江東区亀戸6-41-20
- 定 員：50人 (定員になり次第締切ります)
- 受講料：41,800円(税込) (演習問題集は含まれますが、テキスト代は別途)

一般社団法人 東京都溶接協会 〒136-0072 東京都江東区大島3-1-11
 TEL 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902 <https://www.jwes-1st.jp>

第59回ボイラー溶接士 溶接技能競技全国大会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会主催、厚生労働省後援及び日刊工業新聞社協賛の第59回ボイラー溶接士溶接技能競技全国大会を1月21日、東京都江東区の産学協同センターで開催した。

全国から24名の選手が参加(うち8名が辞退)し、2種目の競技課題に取り組んだ。2月4日の曲げ・X線審査後に入賞者を決定する。



挨拶
厚生労働省
増岡副主任中央産業安全専門官



挨拶
前田会長



東日本大震災から11年、新たな大規模地震の発生も予想される中、地域防災の必要性が高まっている。
東京都溶接協会(横田文雄会長)は震災後の2012年に防災協定を地元の江東区と締結。入居する産学協同センターが区の避難施設に指定されたほか、地震で区内の建物が倒壊した際は、保有する溶接機や溶断器で瓦礫の緊急撤去を行い、消防車両の通行路を確保するなどの協定も結ぶ。

東京都溶接協会
「第1回地域防災計画勉強会」開催
防災拠点の役割担う
地域住民に説明会

昨年12月10日、産学協同センターで地域住民を対象に防災説明会を実施。写真。地域における役割を共有した。説明会で横田文雄会長は「災害はいつ起こるか分からない。緊急時は施設を活用して欲しい」と挨拶。都溶接協会の三浦繁夫専務理事は「地域の防災について、互いに理解を深めていきたい」と参加者に呼び掛けたほか、施設の備蓄食料や避難エリアの説明を行った。



定期自主検査者安全教育を受けて
ステッカーを貼ろう

年次

年次定期自主検査: 2022年 月実施
検査実施者氏名: _____
教育修了証番号: _____
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
No. 00000

定価 220円 (税込)

当協会の各事務所では、天井クレーンおよび移動式クレーンの定期自主検査者安全教育を行っております。教育を修了された方には、定期自主検査を実施したときに貼付するステッカーを販売しています。

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

特別教育用テキストのご案内

クレーン運転の特別教育テキスト

目次

- 第1章 クレーンに関する知識
- 第2章 クレーンの取扱い
- 第3章 原動機及び電気に関する知識
- 第4章 運転のために必要な力学の知識
- 第5章 労働災害事例
- 第6章 関係法令

クレーン運転の特別教育の教材として、判りやすく解説しています。

A4版 定価 1,680円(税込) +別途送料

申込み先
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
URL <https://www.bcsa.or.jp>
(当協会の各事務所・本部において販売しています。お問合せください。)

その他テキストや、注文書はこちらから

「パワーハラスメント防止措置が中小企業の事業主にも義務化されます」

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。講ずべき措置に基づき、就業規則の改正や相談体制の整備等が求められます。

1. パワーハラスメントの定義

職場で行われる、①~③の要素全てを満たす行為をいいます。ただし、客観的にみて業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

なお、この防止措置を実施しなかったことについての罰則は設けられておりません。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

2. 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の種類、該当すると考えられる例

類 型	具 体 例
身体的な攻撃 (暴行・傷害等)	殴打、足蹴りを行う。相手に物を投げつける。
精神的な攻撃 (脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)	人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。業務の遂行に必要な時間以上の、長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
過大な要求 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと	管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

3. 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること 労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

4. 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応を求められます。

- ①パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- ②職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- ③職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
 - ・他の事業主が雇用する労働者・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- ④カスタマーハラスメントに関し以下の取り組みを行うこと・相談体制の整備・被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

講習予定表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL https://www.bcsa.or.jp

Table with columns for 種類 (Category), 講習名 (Course Name), and dates for 2022年2月・3月 and 4月~6月. Courses include 玉掛け技能講習, 床上操作式クレーン運転, etc.

「フルハーネス型安全帯使用作業の特別教育」

開催のご案内

平成31年2月1日以降は、墜落制止器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業は、特別教育が必要になりました。

当協会でもフルハーネス型安全帯使用作業に係る特別教育を実施しています。この機会に受講のご検討をいただけますようご案内申しあげます。

受講に関するお問い合わせは、下記の開催事務所の電話番号にお願いいたします。



*日付は講習開始日です。詳細については、各事務所にお問い合わせください。出張講習のご要望も受け付けております。下記の各事務所にご相談ください。 URL https://www.bcsa.or.jp

Table listing branch offices (事務所) with columns for 協会名 (Association Name), 住所 (Address), TEL, FAX, and 備考 (Remarks).

※厚生労働大臣登録検査機関としてボイラー等・クレーン等、両方の性能検査を実施しています。上記の各事務所にご相談ください。

一、日時・会場
学科Ⅱ 四月五日(火)午前九時五十分〜十二時
実技Ⅱ 四月五日(火)午後一時〜午後五時
二、受講料(税込)
炭酸ガス半自動溶接 会員 一八、八〇〇円 一般 一九、八〇〇円

JIS溶接評価試験 受験準備講習会

日時・会場
〇三月十九日(土) 東京都溶接協会
〇三月二十日(日) 東京都溶接協会
〇四月九日(土) 東京都溶接協会
〇四月十日(日) 東京都溶接協会



(申込先) 一般社団法人 東京都溶接協会 東京都江東区大島3-1-11 産学協同センター内 TEL 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

1日▽旧暦元日 福井永平寺涅槃会(福心)〜7日 尾鷲まつり(〜5日)
3日▽節分 豆まき
4日▽立春 北京冬季オリンピック開幕(〜20日)
7日▽北方領土の日 松山椿祭(〜9日)
8日▽こと始め 針供養
10日▽初午 笠間稲荷初午祭 京都伏見稲荷初午祭
11日▽建国記念の日 奈良橿原神宮例祭
12日▽水戸梅まつり(3月20日まで)
14日▽聖パレンティンデー
15日▽全国緑化キャンペーン 横手かまくら
16日▽全国狩猟禁止 日蓮聖人誕生会
17日▽伊勢神宮祈年祭(〜23日) アレルギー週間(〜23日)
18日▽雨水
19日▽第66回全国溶接競技会 中部地区・三重大会
23日▽天皇誕生日 京都醍醐寺五大力尊仁王会
24日▽大田原大田山土地蔵尊春大祭
25日▽京都北野天満宮梅花祭
26日▽福井勝山左義長祭
※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体にご確認下さい。

二月 如月 (Illustration of a dog with a basket)